

○上天草市病院企業職員分限懲戒審査委員会規程

平成27年4月23日病院事業管理規程第4号
改正

平成29年3月31日病院事業管理規程第11号
令和4年4月28日病院事業管理規程第3号
令和4年5月31日病院事業管理規程第4号

上天草市病院企業職員分限懲戒審査委員会規程

(設置)

第1条 上天草市病院企業職員就業規程(平成23年病院事業管理規程第2号)第37条に規定する上天草市病院企業職員(以下「職員」という。)の分限又は懲戒処分を行うことについて、その公正を期するため、上天草市病院企業職員分限懲戒審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、上天草市病院事業管理者(以下「管理者」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について、審議するものとする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第1項及び第2項に規定する職員の分限に関する事項
- (2) 法第29条第1項に規定する職員の懲戒に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、病院長をもって充てる。
- 3 委員は、病院長代理、看護部長及び事務部長(事務部長を置かない場合にあつては、事務長)をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、職員以外の学識経験者を委員に加えることができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員会の議長となり、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めたとときに召集する。

2 委員会は、委員長及び委員が過半数以上出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、多数によりこれを決める。ただし、可否同数のときは、委員長がこれを決める。

4 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事項の審査には、参加することができない。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、本人又はその所属長に出席を命ずることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、上天草市立上天草総合病院事務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日病院事業管理規程第11号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月28日病院事業管理規程第3号)

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月31日病院事業管理規程第4号)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。